

保護林制度等の現状と課題



平成26年6月17日
林野庁国有林野部経営企画課
国有林野生態系保全室

目 次

第1章 保護林の現状

1-1 保護林の種類と推移	1
1-2 保護林の沿革	2
1-3 保護林制度の根拠	3
1-4 保護林の設定の体系	4
1-5 各保護林の分布等	
①森林生態系保護地域	5
②森林生物遺伝資源保存林	6
③林木遺伝資源保存林	7
④植物群落保護林	8
⑤特定動物生息地保護林	9
⑥特定地理等保護林	10
⑦郷土の森	11
1-6 保護林の種類と設定基準の概要	12
1-7 保護林の構成	14
1-8 これまでの保護林の成果	16
1-9 保護林に関する最近の記述及び発言	17

第2章 保護林の課題

2-1 多様な生態系を保存する必要性の問題	18
2-2 小規模な保護林の問題	19
2-3 更新に関わる問題	20
2-4 生態系機能を一体的に保護する必要性の問題	21
2-5 保護林を構成する植物群集の偏りの問題	23
2-6 保護林のデザインの問題	24
2-7 保護林のスケールに関する問題	25
2-8 時間(復元)の概念	26
2-9 地球環境の変化に対応する必要性の問題	27
2-10 国際基準との整合の問題	28
2-11 要点の整理	29

第1章 保護林の現状

1-1 保護林の種類と推移

○大正4年 山林局通牒「保護林設定ニ関スル件」

- ・学術参考保護林
- ・風致保護林
- ・その他保護林

林業と自然保護に関する検討委員会
(昭和62年10月～63年12月)

大正時代
昭和初期
高度経済成長
(木材需要拡大)
(公害発生)
森林の公益的機能
自然保護運動
(知床、白神等)

○平成元年 林野庁長官通達「保護林の再編・拡充について」 「保護林設定要領」

- ・森林生態系保護地域
- ・森林生物遺伝資源保存林
- ・林木遺伝資源保存林
- ・植物群落保護林
- ・特定動物生息地保護林
- ・特定地理等保護林
- ・郷土の森

森林における生物多様性保全の推進方策検討会
(平成20年12月～21年7月)

生物多様性保全の要請
世界自然遺産
の保護担保

○平成22年 「保護林設定要領」一部改正

- ・森林生物遺伝資源保存林の改正(局設定可能)
- ・モニタリング規定追加
- ・有識者による保全管理委員会の規定追加 等

保護林制度等に関する有識者会議
(平成26年6月～)

○平成27年 「保護林設定要領」改正(予定)

1-2 保護林の沿革

	保護林	保護林をとりまく情勢
大正4年	保護林制度発足、霧島等に保護林を設定	
大正5年	上高地、白馬等に保護林を設定	
大正8年		史跡名勝天然記念物保存法制定
昭和6年	重複する保護林を一部解除	国立公園法制定
昭和22年		林政統一
昭和48年	「国有林野における新たな森林施業」をとりまとめ 国有林野の公益的機能を維持増進させるよう政策転換を図り、保護林を増設	
昭和61年	生物遺伝資源保存林新設	
昭和62年	「林業と自然保護に関する検討委員会」発足 知床、白神山地等における伐採問題が契機	
平成元年	保護林制度全面改正	
平成7年		生物多様性国家戦略策定
平成12年	緑の回廊制度新設 保護林を中心に回廊を形成し、野生生物の移動経路を確保	
平成13年		森林・林業基本法改正 多面的機能の持続的発揮に政策転換
平成20年		生物多様性基本法制定
平成22年	保護林制度改正 モニタリングの実施等	
平成25年		国有林を一般会計化

1-3 保護林制度の根拠

○国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)

(地域管理経営計画)

第六条 森林管理局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第七条の二第一項の森林計画区別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画区に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画(以下「**地域管理経営計画**」という。)を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項

二 巡視、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止その他**国有林野の維持及び保存に関する事項**

三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項

四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項

五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3・4 (略)

○国有林野管理経営規程(平成11年1月21日 農林水産省訓令第2号)

(計画事項の細目)

第4条 法第6条第1項の**地域管理経営計画**において定める事項の細目は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 国有林野の維持及び保存に関する事項

ア・イ (略)

ウ 特に保護を図るべき森林に関する事項

エ その他必要な事項

(3)～(8) (略)

(計画の細目等)

第12条 森林管理局長は、森林計画及び**地域管理経営計画**に即して、森林計画区別に当該区域に係る要存置林野につき、当該森林計画区に係る**地域管理経営計画**と計画期間を同じくする**国有林野施業実施計画**(以下「**実施計画**」という。)を定めなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(7)～(9) (略)

1-4 保護林の設定の体系

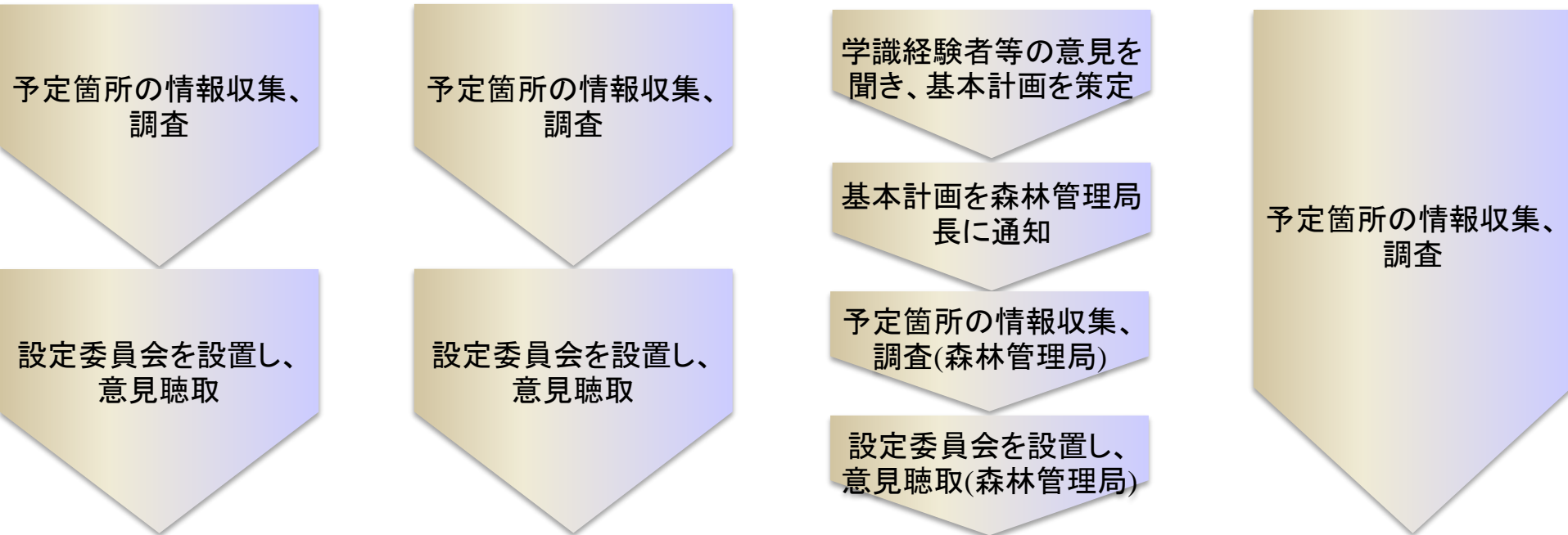
- 保護林は、保護林設定要領(長官通知)に基づき設定。
- 森林生態系保護地域及び森林管理局の判断で設定する森林生物遺伝資源保存林は、森林管理局に設定のための委員会を設置し、森林管理局長は意見を聞いた上で設定する。
- 林野庁が通知し、森林管理局が設定する森林生物遺伝資源保存林は、林野庁が有識者の意見を聞いた上で「森林生物遺伝資源保存林設定に関する基本計画」を定め、森林管理局に通知し、森林管理局が設定する。
- その他の保護林は、調査ののち森林管理局長が設定する。

森林生態系保護地域

森林生物遺伝資源保存林
(森林管理局主体)

森林生物遺伝資源保存林
(林野庁主体)

その他の保護林



施業実施計画に位置づけ

1-5 各保護林の分布等

① 森林生態系保護地域

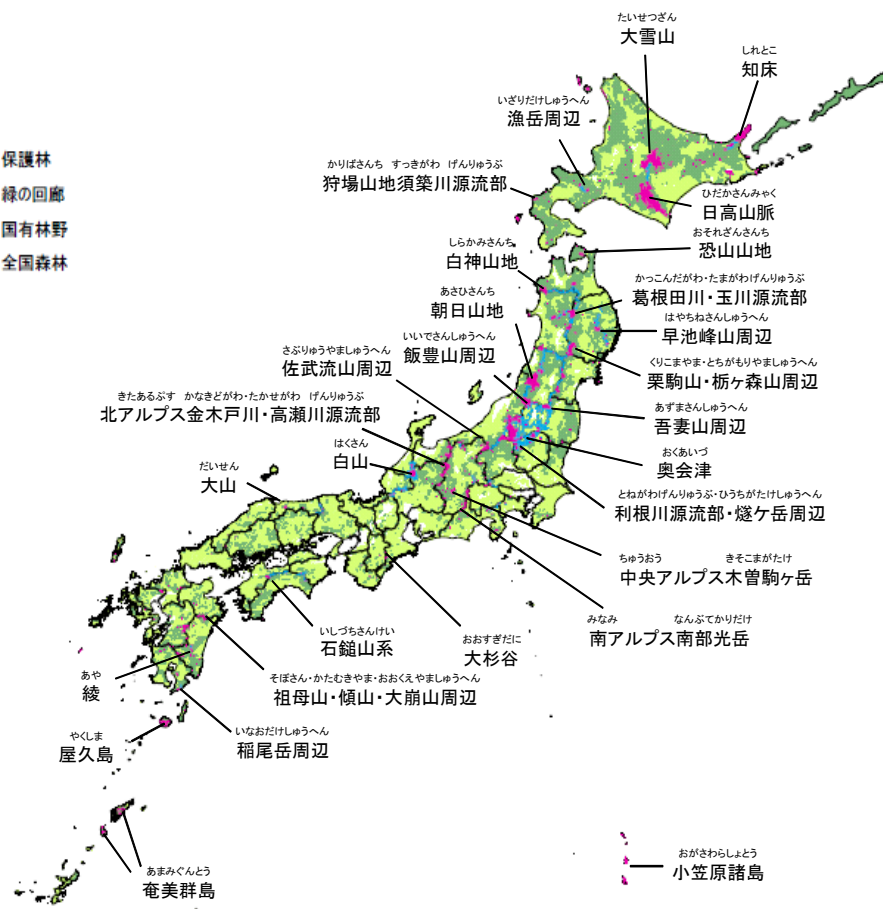
- 原始的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する保護林。
- 世界自然遺産地域の9割以上は森林生態系保護地域。
- 30箇所・655千ha・1箇所平均2万1千ha

大杉谷森林生態系保護地域
(近畿中国森林管理局)



凡例

- 保護林
- 緑の回廊
- 国有林野
- 全国森林



知床森林生態系保護地域
(北海道森林管理局)



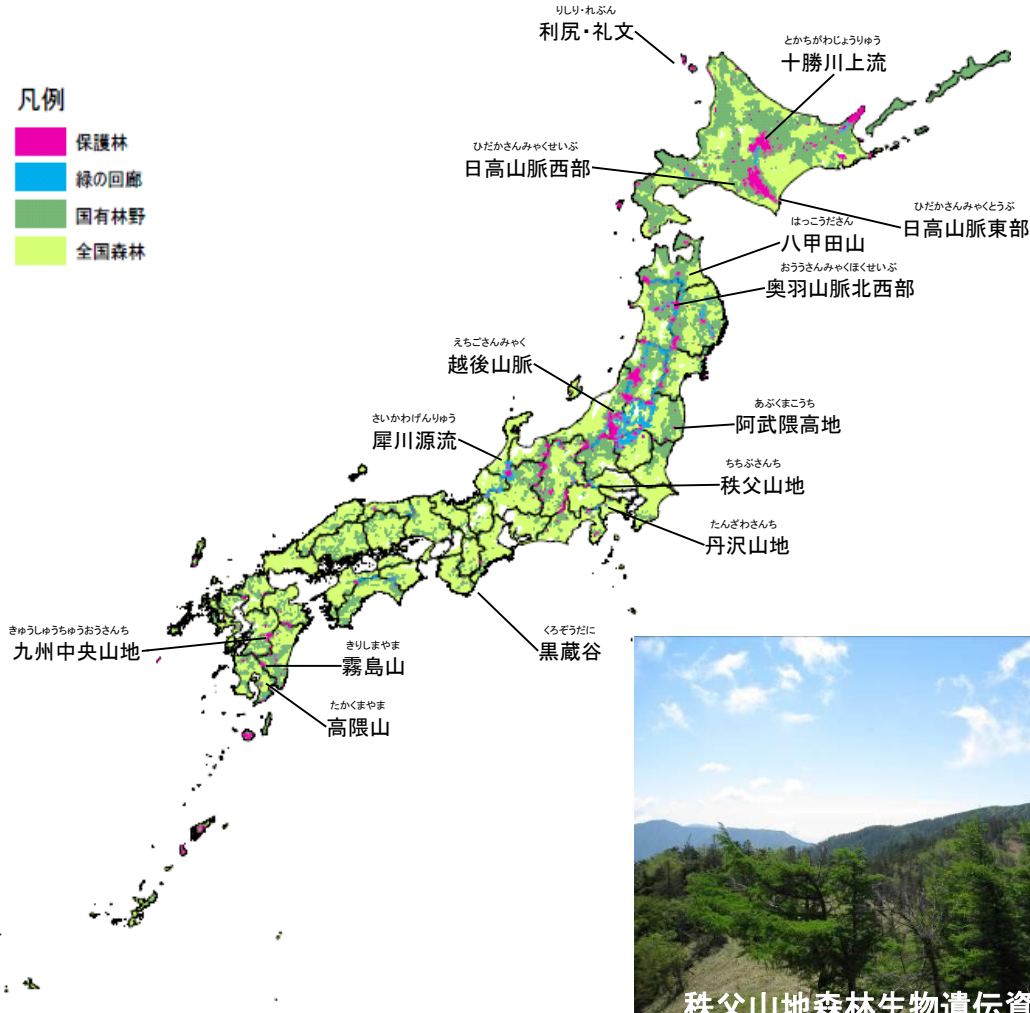
小笠原諸島森林生態系保護地域
(関東森林管理局)

②森林生物遺伝資源保存林

- 森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する保護林。
- 15箇所・75千ha・1箇所平均5千ha

凡例

- 保護林
- 緑の回廊
- 国有林野
- 全国森林

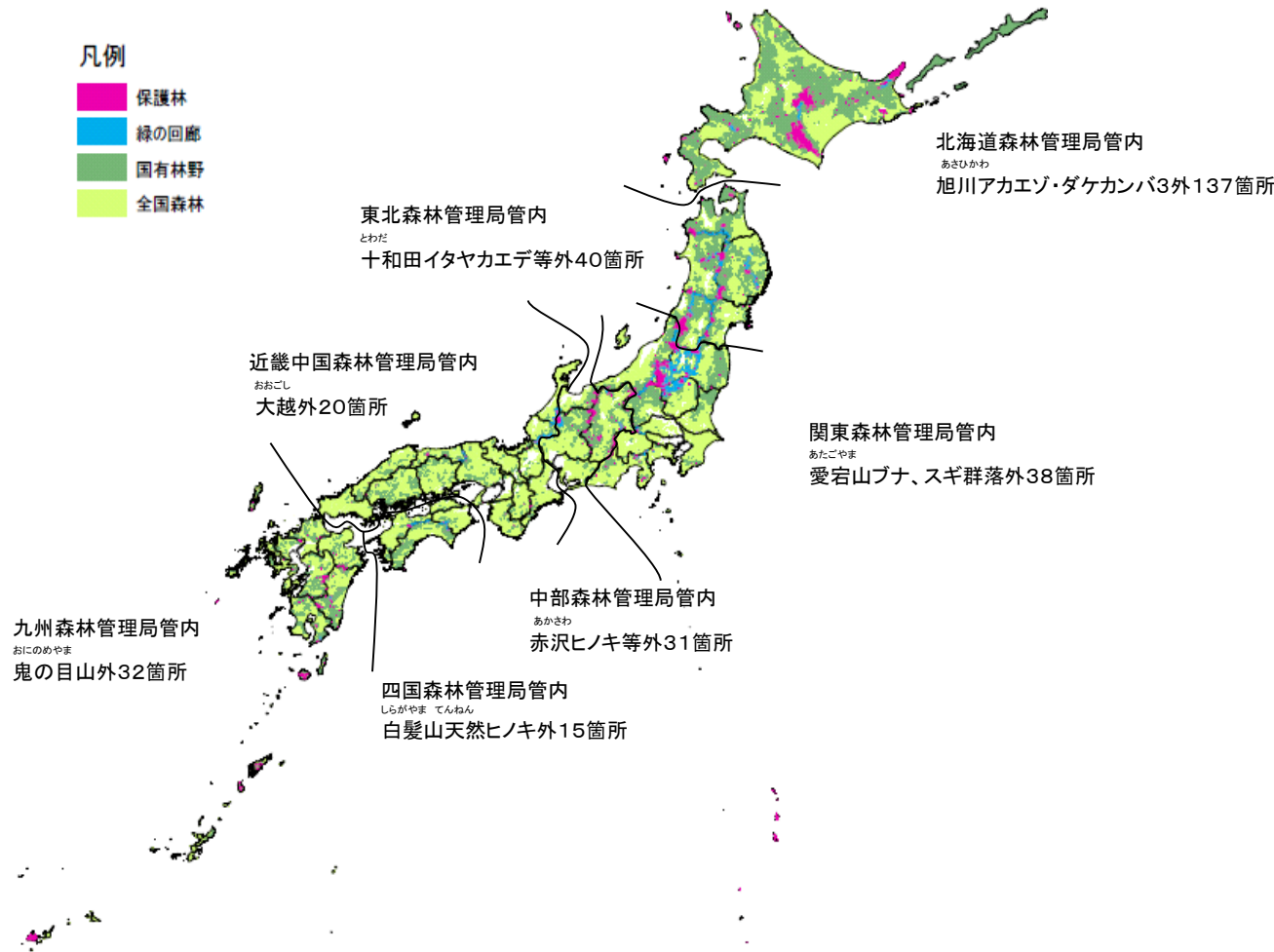


③ 林木遺伝資源保存林

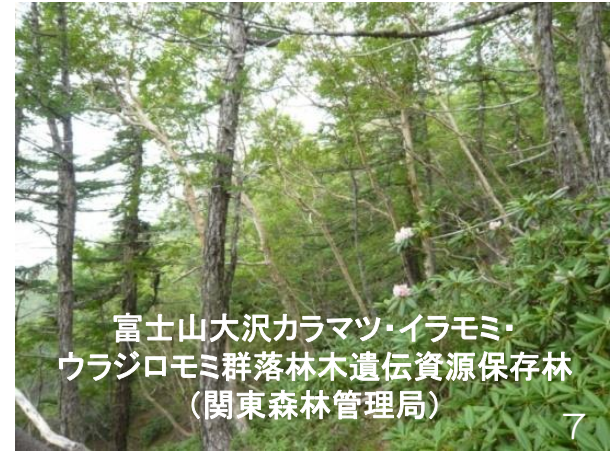
- 主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する保護林。
- 320箇所・9千ha・1箇所平均30ha

凡例

- 保護林
- 緑の回廊
- 国有林野
- 全国森林



鳥海ブナ林木遺伝資源保存林
(東北森林管理局)



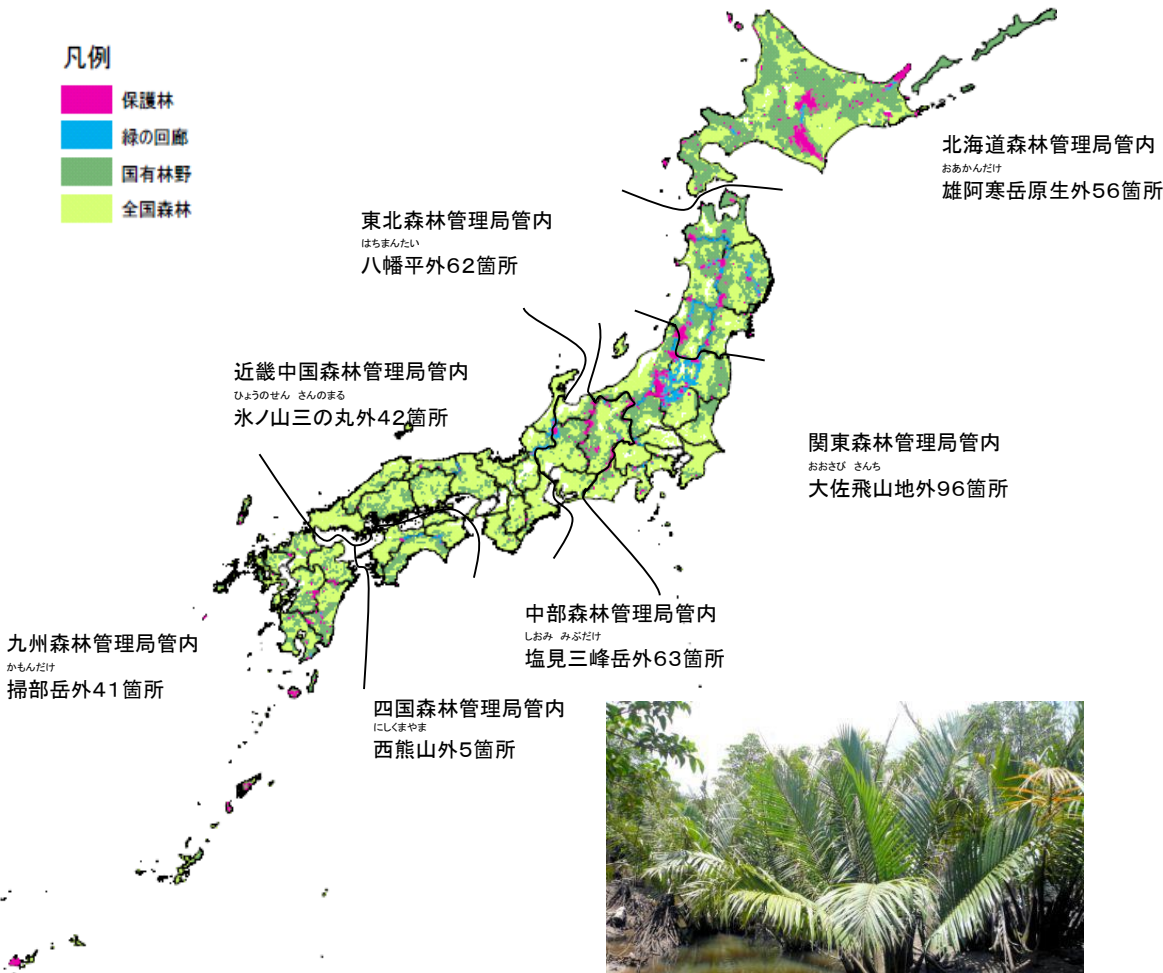
富士山大沢カラマツ・イラモミ・
ウラジロモミ群落林木遺伝資源保存林
(関東森林管理局)

④植物群落保護林

- 我が国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する保護林。
- 372箇所・161千ha・1箇所平均430ha

凡例

- 保護林
- 緑の回廊
- 国有林野
- 全国森林

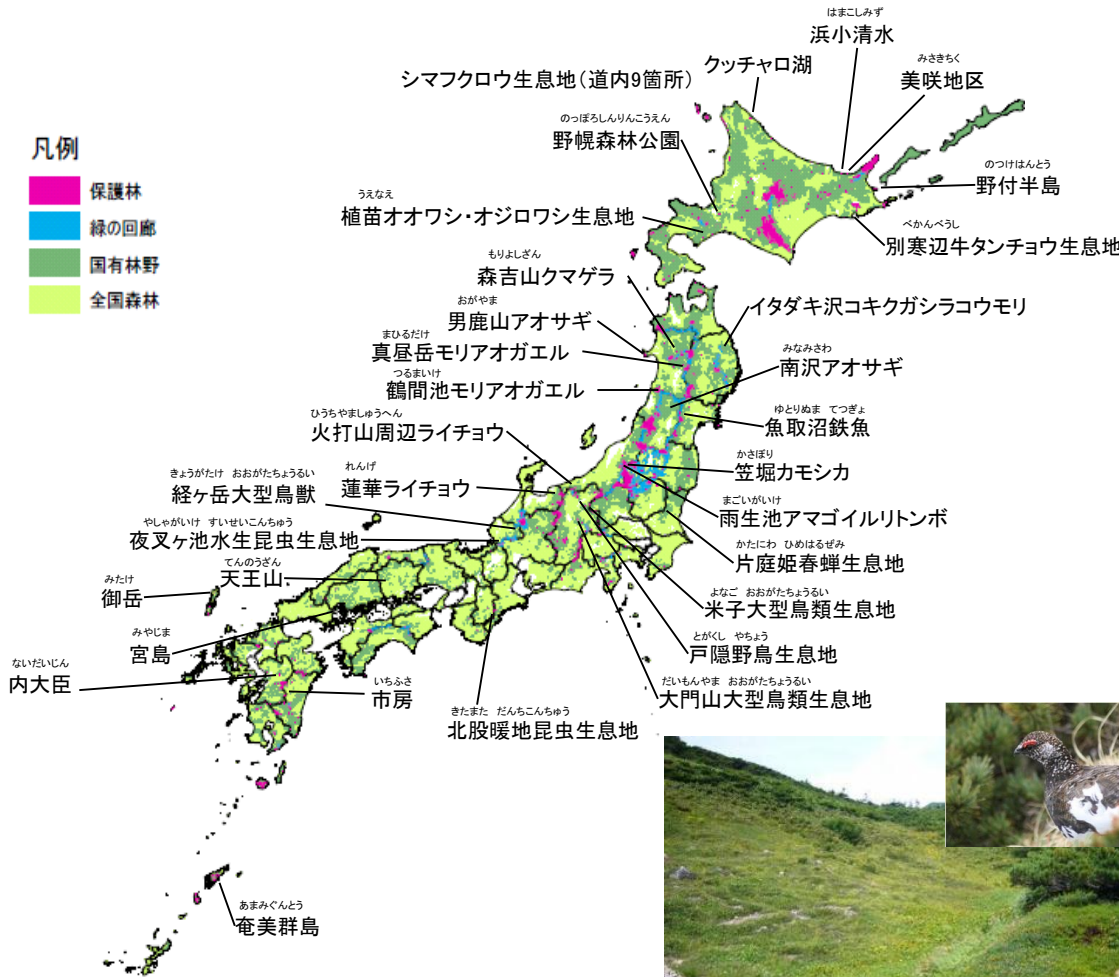


⑤特定動物生息地保護林

- 特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する保護林。
- 39箇所・23千ha・1箇所平均590ha

凡例

- 保護林
- 緑の回廊
- 国有林野
- 全国森林



別寒辺牛タンチョウ生息地保護林
(北海道森林管理局)



鶴間池モリアオガエル
特定動物生息地保護林
(東北森林管理局)



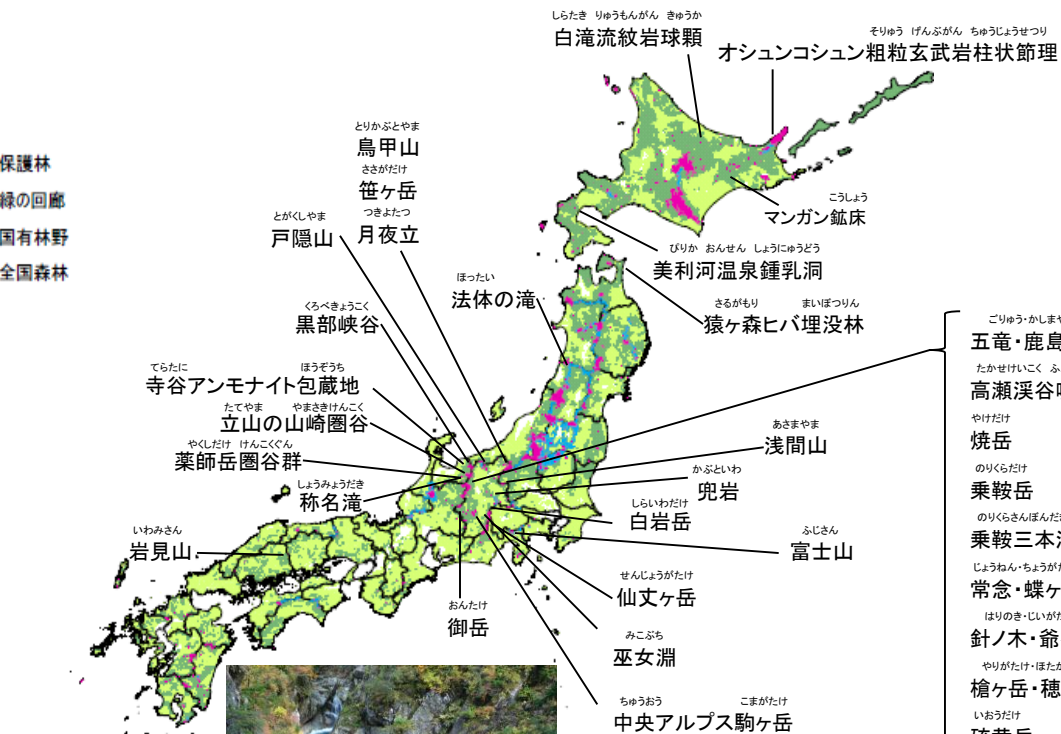
蓮華ライチョウ
特定動物生息地保護林
(関東森林管理局)

⑥特定地理等保護林

- ▶ 我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する保護林。
- ▶ 33箇所・37千ha・1箇所平均1千1百ha

凡例

- 保護林
- 緑の回廊
- 国有林野
- 全国森林



- 五竜・鹿島槍ヶ岳 (Goryū-Kashimayari-ga-take)
- 高瀬渓谷噴湯丘 (Takasei-ga-kei-kōku Funtonōgiyō)
- 焼岳 (Yake-dake)
- 乗鞍岳 (Norikura-dake)
- 乗鞍三本滝 (Norikura Sanbon-taki)
- 常念・蝶ヶ岳 (Jōnen-Chōyō-ga-take)
- 針ノ木・爺ヶ岳 (Harinoki-Jiji-ga-take)
- 槍ヶ岳・穂高 (Yari-ga-take-Hōtaka)
- 硫黄岳 (Iō-ga-ake)



黒部峡谷特定地理等保護林 (中部森林管理局)



マンガン鉱床保護林 (北海道森林管理局)



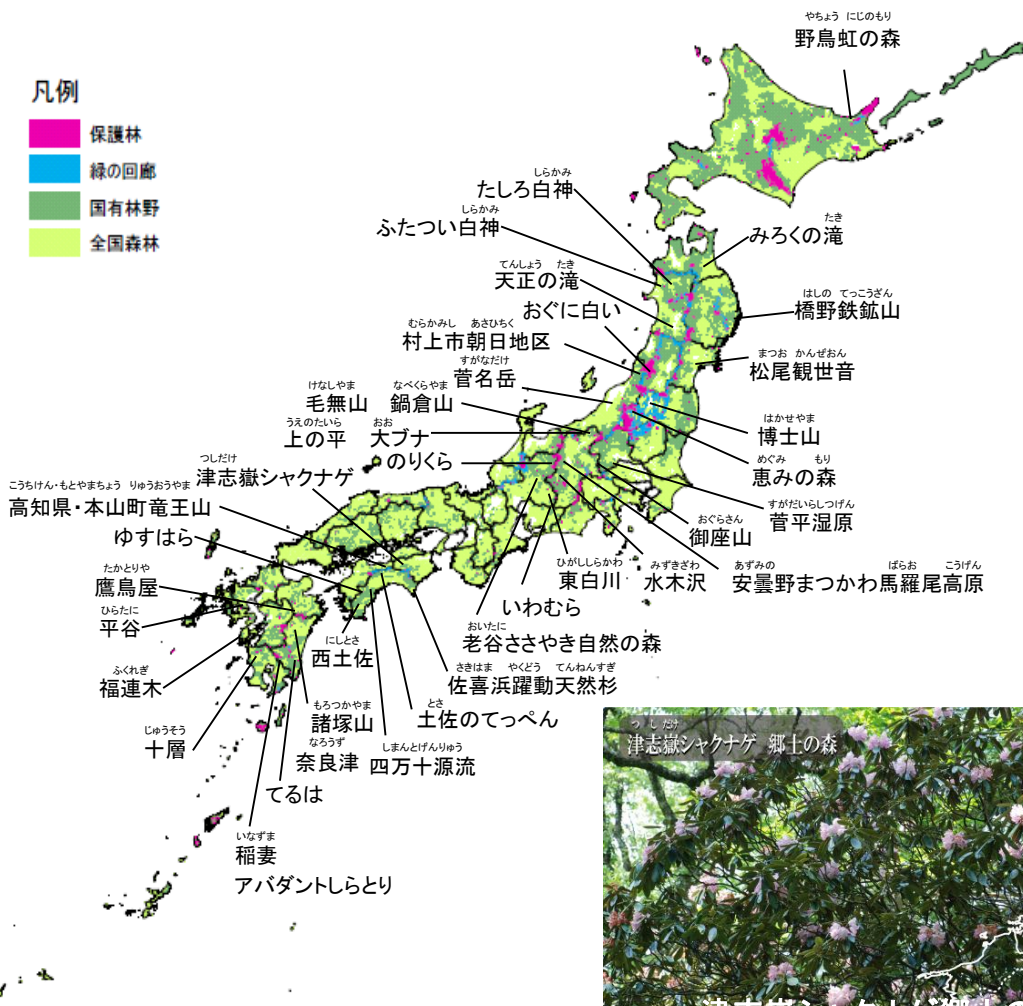
法体の滝特定地理等保護林 (東北森林管理局)

⑦郷土の森

- ▶ 地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する保護林。
- ▶ 40箇所・4千ha・1箇所平均100ha

凡例

- 保護林
- 緑の回廊
- 国有林野
- 全国森林



1-6 保護林の種類と設定基準の概要

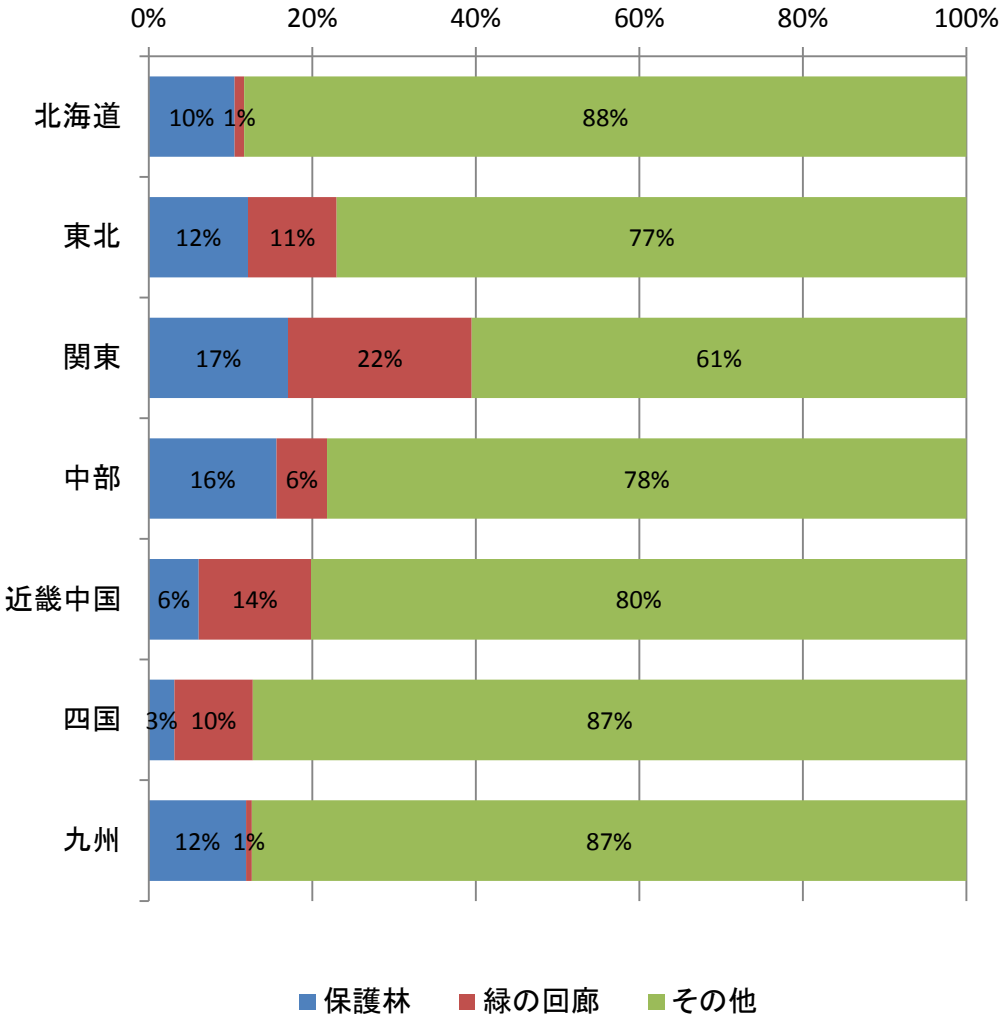
保護林の種類	設定基準1	設定基準2	取扱い方針
森林生態系保護地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主要森林帯を代表する原生的な天然林で1,000ha以上 ・地域固有の希少な原生的な天然林で500ha以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採が行われた記録がない区域 ・択伐が行われた記録がある区域であって、伐採が行われた記録のない近傍の区域と同様の森林状況の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として人手を加えず自然の推移にゆだねる
森林生物遺伝資源保存林	<ul style="list-style-type: none"> ・森林生態系の類型を代表する森林と一体となって生態系を構成する遺伝資源で、将来の利用可能性を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の森林生態系の類型を代表し、自然状態が十分に保存された天然林を主体とする森林で、1,000ha以上 ・地域の森林生態系の類型を代表し、自然状態が十分に保存された天然林を主体とする森林で、500ha以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として人手を加えず自然の推移にゆだねる
林木遺伝資源保存林	<ul style="list-style-type: none"> ・保存対象樹種を保存するために必要な区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として天然林 ・対象樹種が繁殖力の旺盛な個体を集団的に100本程度以上含むもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存対象樹種の安定的且つ恒久的な存続を図るための保全管理
植物群落保護林	<ul style="list-style-type: none"> ・上記3以外で特に保護が必要な区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少化している植物群落が存する地域 ・全国的には比較的一般的な植物群落であるが、分布限界等に位置する植物群落が存する地域 ・湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立している植物群落が存する地域 ・歴史的、学術的に価値の高いものとして伝承されてきた巨木等が存する地域 ・その他保護が必要と認められる植物群落及び個体が存する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・極相の場合は、原則として人手を加えず自然の推移にゆだねる ・遷移途中相の場合は、現状維持に必要な森林施業

1-6 保護林の種類と設定基準の概要

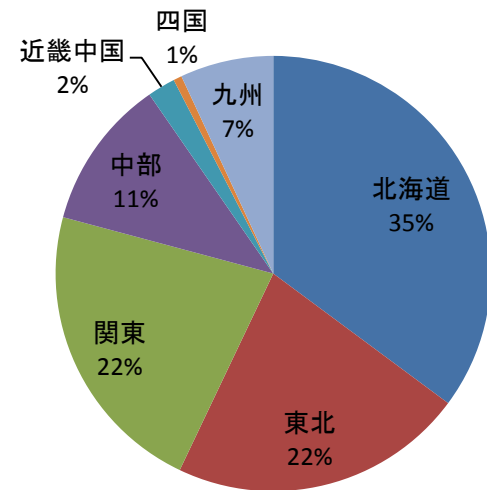
保護林の種類	設定基準1	設定基準2	取扱い方針
特定動物生息地保護林	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の動物の繁殖又は生息のために、特にその保護を必要とする区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少化している動物の繁殖地又は生息地 ・他に見られない集団的な動物の繁殖地又は生息地 ・その他保護が必要と認められる動物の繁殖地又は生息地 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖又は生息する動物の生態特性を踏まえた保護及び管理のために必要な森林施業又は行為は行うことができる
特定地理保護林	<ul style="list-style-type: none"> ・特異な地形、地質等を有するもののうち、特にその保護を必要とする区域 		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として人手を加えず自然の推移にゆだねる
郷土の森	<ul style="list-style-type: none"> ・木材産業、農林業等地域の産業との調整が図られている ・市町村と郷土の森保存協定が締結され、国有林野の管理経営上支障がない 		<ul style="list-style-type: none"> ・自然の推移にゆだねる管理又は現状の維持に必要な森林施業を行うことを基本とする(局長と市町村長が協議して定めた基本計画に基づく)

1-7 保護林の構成①

局別の国有林野面積に占める保護林 及び緑の回廊の割合(平成24年度)

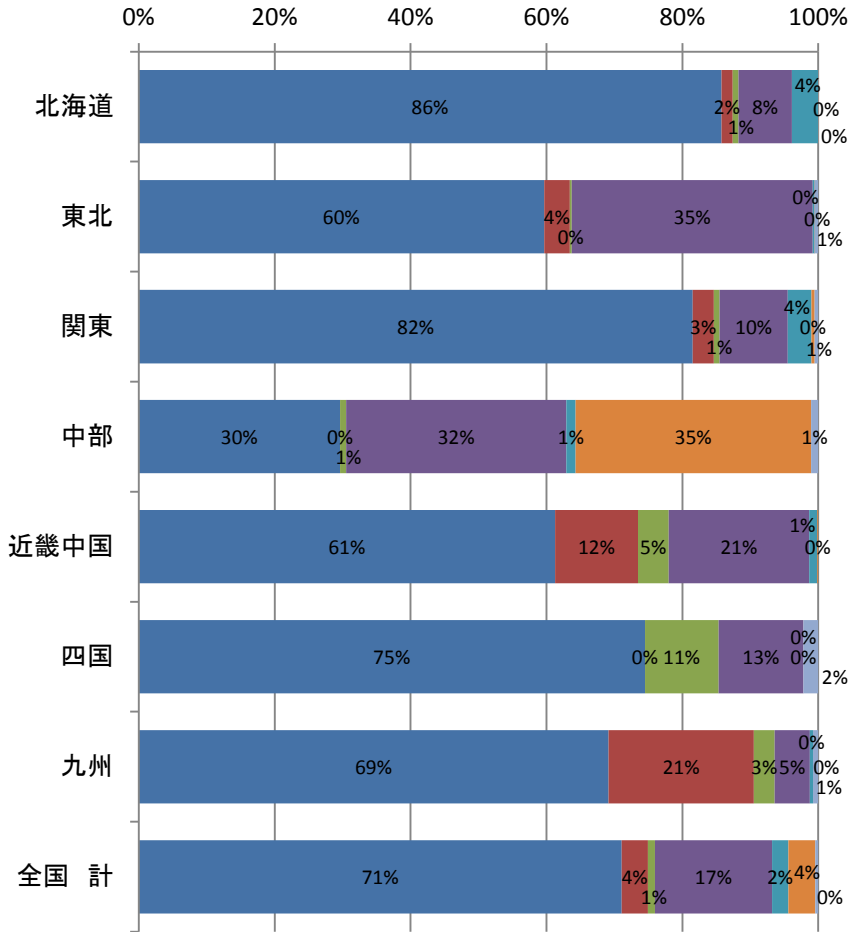


保護林の局別面積割合 (平成24年度)



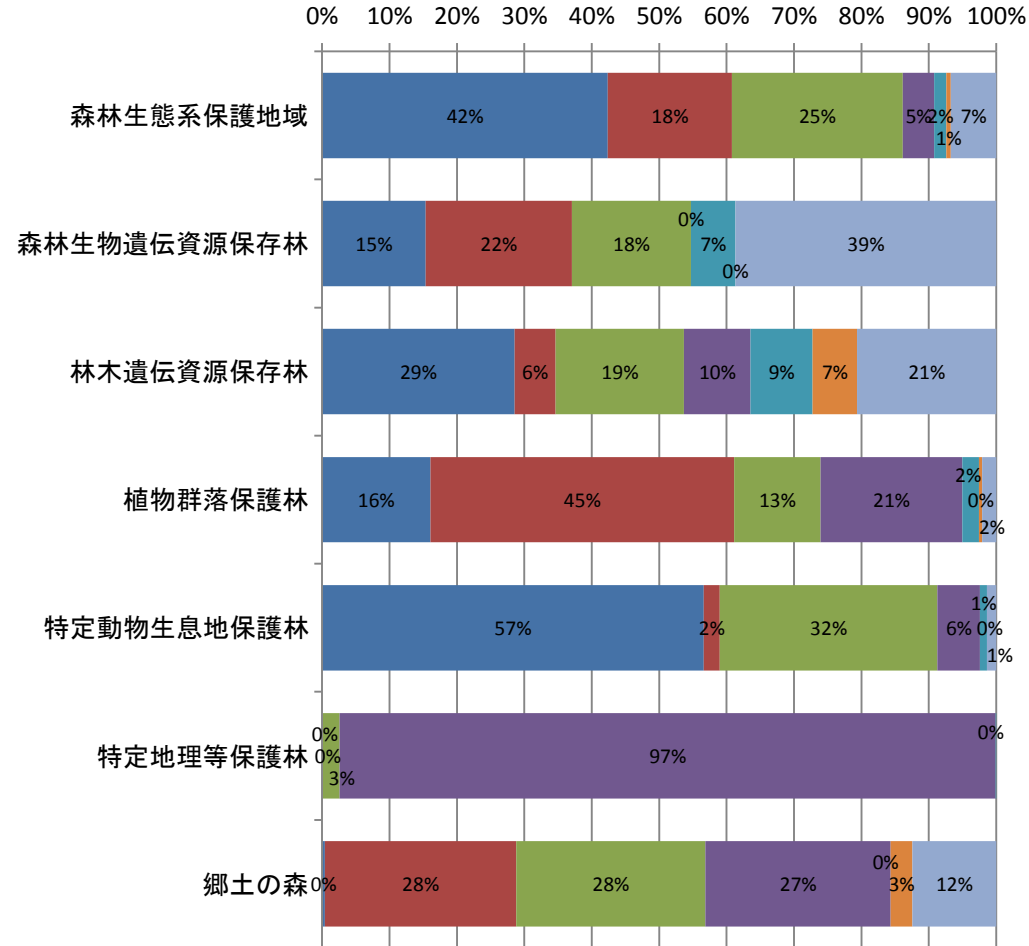
1-7 保護林の構成②

保護林の種類別の面積割合 (平成24年度)



- 森林生態系保護地域
- 森林生物遺伝資源保存林
- 林木遺伝資源保存林
- 植物群落保護林
- 特定動物生息地保護林
- 特定地理等保護林
- 郷土の森

局別の面積割合(平成24年度)



- 北海道
- 東北
- 関東
- 中部
- 近畿中国
- 四国
- 九州

1-8 これまでの保護林の成果

○先駆的な成果

- 大正から昭和初期に設定した保護林の多くが、のちに制定された自然公園や天然記念物にも設定。保護林は我が国における保護地域の基礎を構築。
- 原始的な森林を厳格に保護してきた結果、世界自然遺産やユネスコエコパークへの登録が実現。

○補完的な成果

- 法令により保護されない地域を保護林に設定することにより、地域の自然環境を確実に保護。

○多様な生態系保護の成果

- 我が国の気候区分ごとに代表的な森林生態系を保護。

○希少種保護の成果

- 希少な野生生物の生育・生息地や、種の北限地、南限地の保護など、小規模であってもきめ細かな保護林を設定することで生物多様性を温存。

○遺伝子保存の成果

- 多様な森林生物の遺伝子を生育域内で保存。

○その他の成果

- コア、バッファーの考え方を普及。

1-9 保護林に関する最近の記述及び発言

記述

生物多様性国家戦略 2012-2020	長期目標として、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、 わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする とともに、 生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する 。
国有林野の管理経営に関する基本計画 (平成25年12月策定)	原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林については、 厳格な保全・管理を行う保護林に設定し 、適切な保全・管理を推進する。

発言

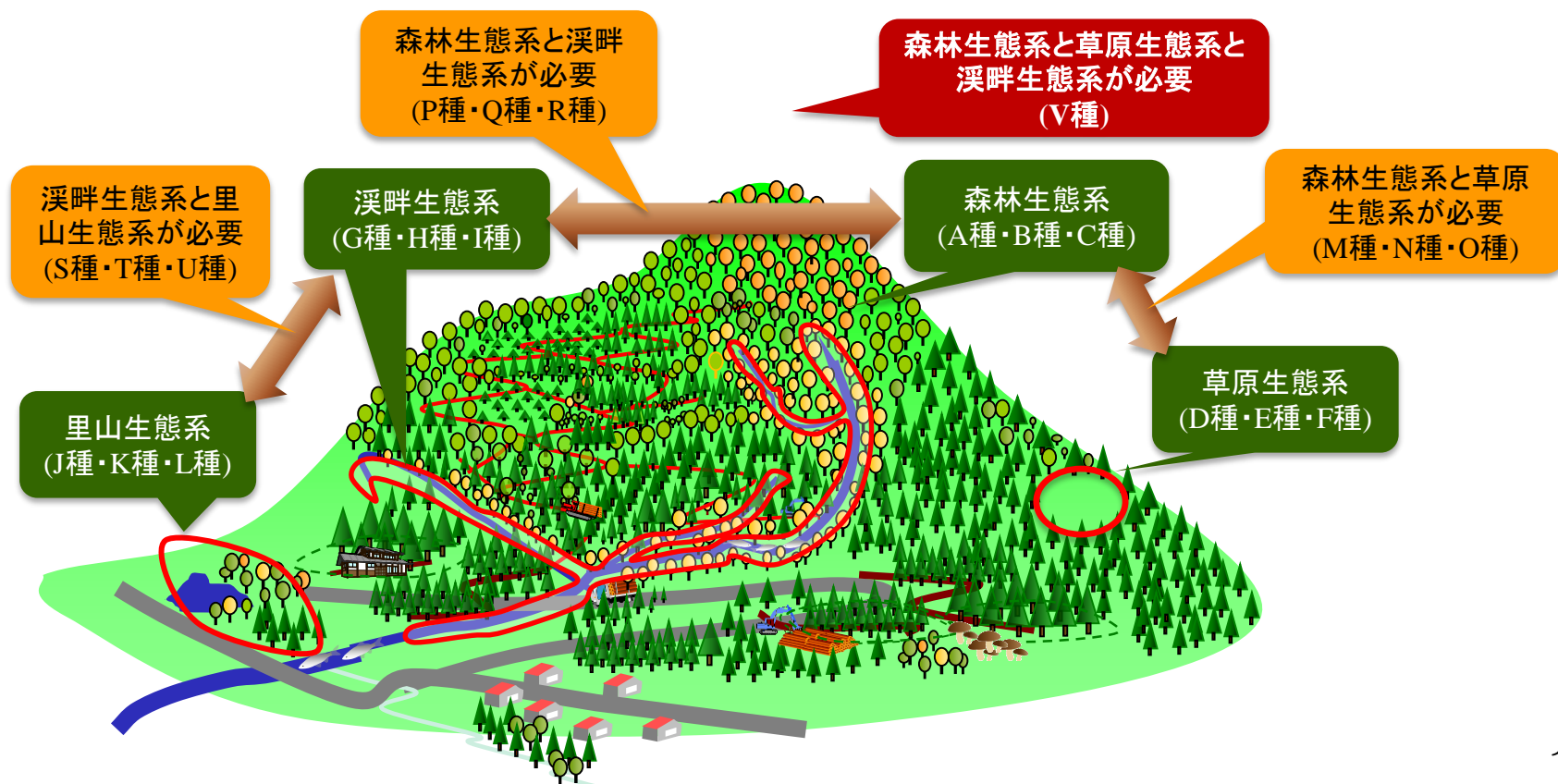
平成23年12月 林政審議会答申	保護林においては、 保護林モニタリング調査の継続的な実施等適切に管理するほか 、 地域的に限定され小規模であっても希少な価値を有する森林生態系等についても 、その保全方策など、 より一層国民の期待に応えた保護林等として維持・保存するための仕組みについて検討すべきである 。
平成24年9月 林政審議会委員発言	保護林を今後どの程度増やしていくのかという目標を示すことはできないか。また、日本全体の森林を俯瞰して、科学的な手法をもって大事なところが抜け落ちていないかの検討が必要。

第2章 保護林の課題

2-1 多様な生態系を保存する必要性の問題

- 森林にあるそれぞれの生態系は、その場所固有の生物の世界を育んでいる重要な場所。
- また、野生生物の中には、複数の生態系により種の存続が支えられている生物※も多く、複数の生態系の保全が生物多様性を一層深化させる。(下図のM種～V種は複数の生態系があるからこそ生息できる種)※このような現象は景観補完と言われている。

➤ 保護林の設定に際し、森林にある異なる生態系の積極的な包含。

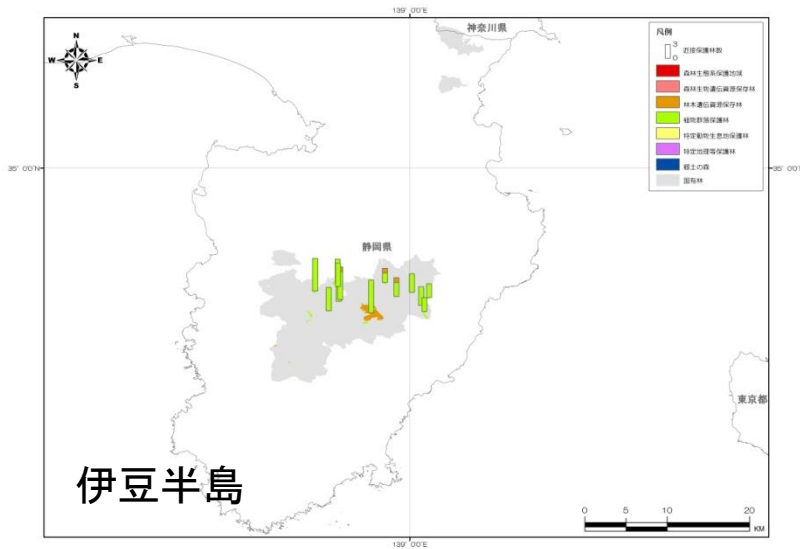


2-2 小規模な保護林の問題

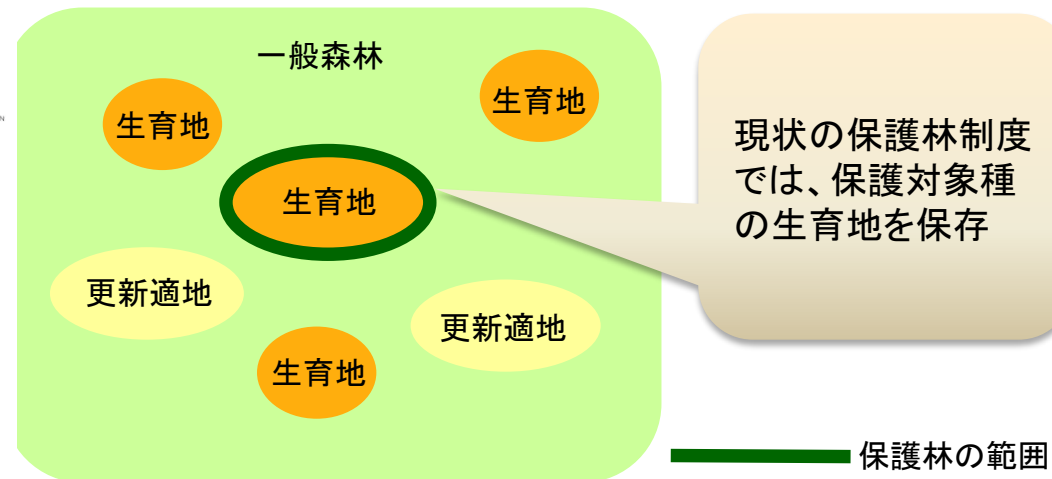
- ▶伊豆半島や北アルプスでは、極めて狭い範囲に類似の小規模な保護林が密集して存在。
- ▶小規模であるため、持続性、安定性が低下※
- ▶それぞれでモニタリング調査を行うなど、別々に管理しており非効率な管理形態。

▶ 遺伝的な多様性を確保できる保護林の設定、小規模な類似保護林の統合、設定回避。

近接（3km圏内）する保護林の箇所数と種別毎の箇所数（伊豆半島）



イメージ



※孤立した小集団が世代交代を重ねると、遺伝的浮動の効果で遺伝的多様性は低下。**個体の移動によって相互に関係しあっている局所個体群の集合体(メタ個体群)**として遺伝子流動を担保できれば、遺伝的多様性を回復できる。

遺伝的浮動:偶然の要因によって遺伝子が集団中から消失しやすくなること。

2-3 更新に関わる問題

- ▶ 約1/4の保護林のモニタリング調査で更新不良の問題を指摘。特に、小規模な保護林が多い林木遺伝資源保存林、植物群落保護林で顕著。
- ▶ 点状の保護林では、更新適地が含まれず、保護対象種が更新できない可能性。また、100～500ha程度の比較的大きな保護林においても更新不良の問題が発生。
- ▶ 対象種の更新機構を理解し、対応の考え方を確立しなければ、面積拡張だけでは持続的な保護にはならない可能性。

- ▶ 保護対象種の生態学的特徴を踏まえた保護林の設定、面積の大きい保護林における更新不良の検出、的確な更新。



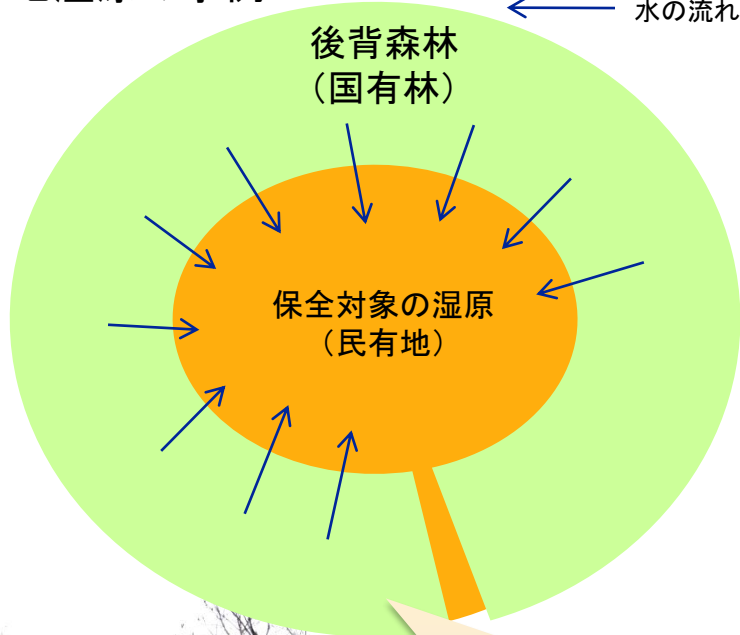
2-4 生態系機能を一体的に保護する必要性の問題①

- 葦毛(いもう)湿原の事例は、生態系機能の完全性が生態系の保護に重要であることを示唆。
- また、保護対象種の生育地や生息地だけを保護するだけでは、孤立した小集団の特徴により、遺伝的多様性が減少し、長期的な保護は困難。

生態系機能の一体的な保護。

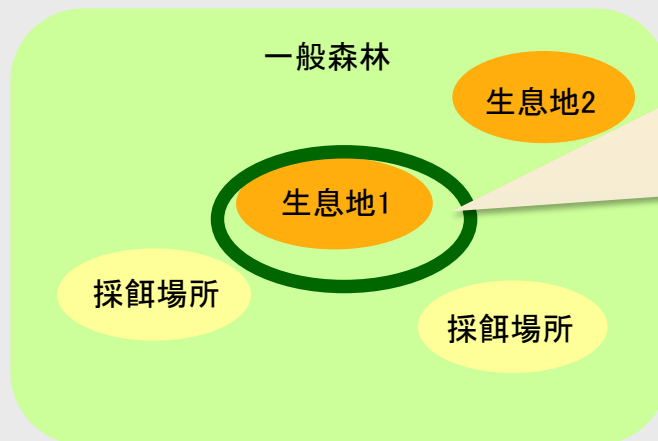
葦毛湿原の事例

保護林の範囲
水の流れ



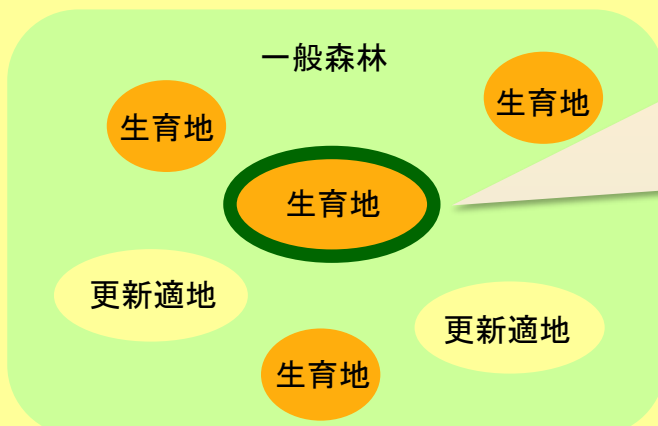
湿原は水源である後背森林と一体。湿原を保護しようとするのであれば、後背森林も一体的に保護する必要。

特定動物生息地保護林のイメージ



一部の生息地とその周辺を保護するだけでは、長期的な対象種の保護は難しい。

林木遺伝資源保存林・植物群落保護林のイメージ

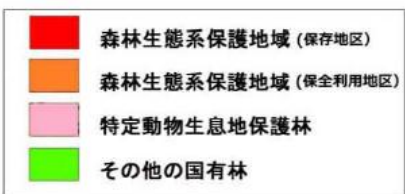


対象樹種の生育地だけでは、対象樹種の長期的な保護は難しい。

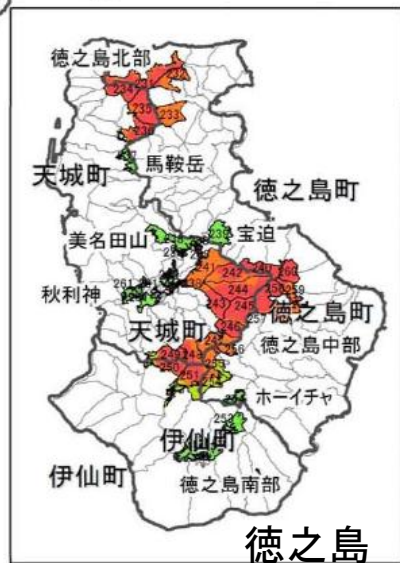
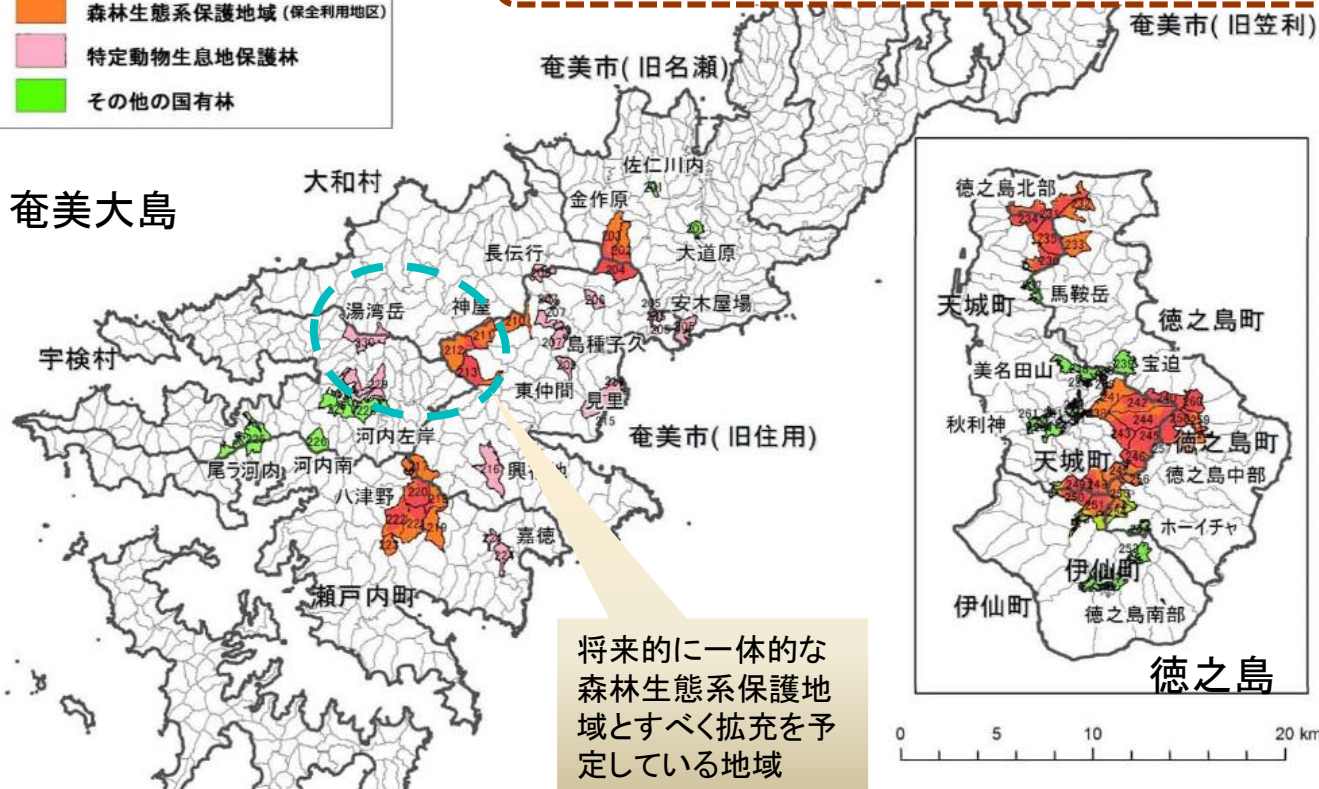
2-4 生態系機能を一体的に保護する必要性の問題② (奄美群島森林生態系保護地域の事例)

- ▶ 平成25年度に、原始的な森林を奄美群島森林生態系保護地域に、それ以外の重要地を特定動物生息地保護林に設定。
- ▶ 奄美大島の国有林は小規模分散的で、森林生態系保護地域の面積要件に満たないが、隣接する公有林の条件が整った段階で、一体として特定動物生息地保護林を森林生態系保護地域に変更することを想定。

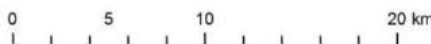
▶ 生態系機能の一体的な保護の観点から、民有林と連携した保護林設定（連たん面積の概念）。



奄美大島



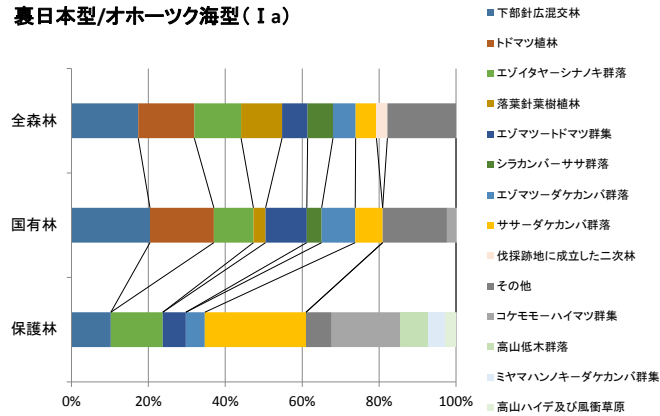
将来的に一体的な森林生態系保護地域とすべく拡充を予定している地域



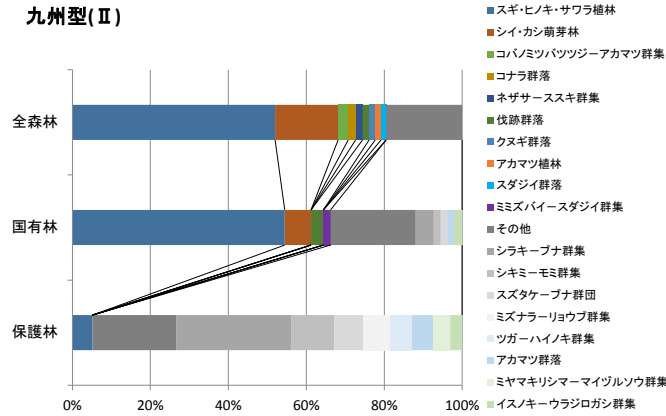
湯湾岳

2-5 保護林を構成する植物群集の偏りの問題

裏日本型/オホーツク海型 (I a)

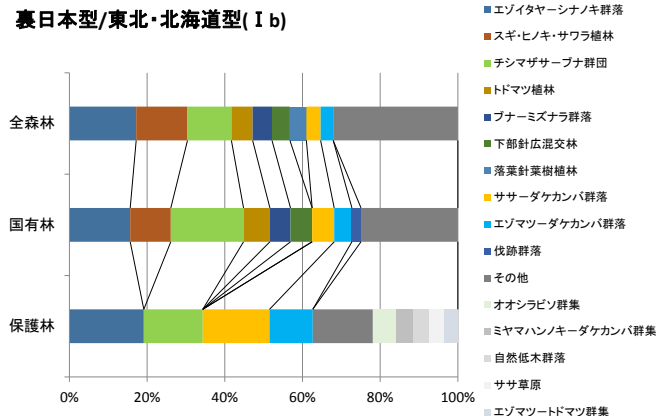


九州型 (II)

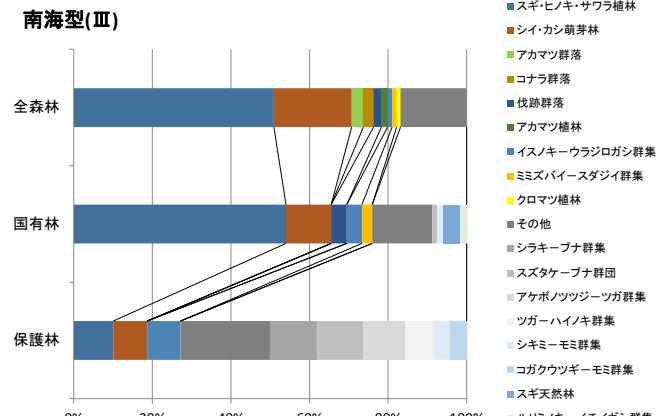


➤ 保護林を構成する植物群集が大きく偏っているため、生物多様性の保全にも偏りが生じている状況。

裏日本型/東北・北海道型 (I b)

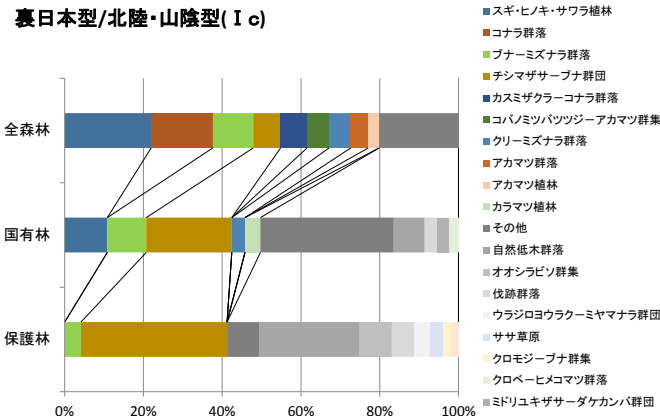


南海型 (III)

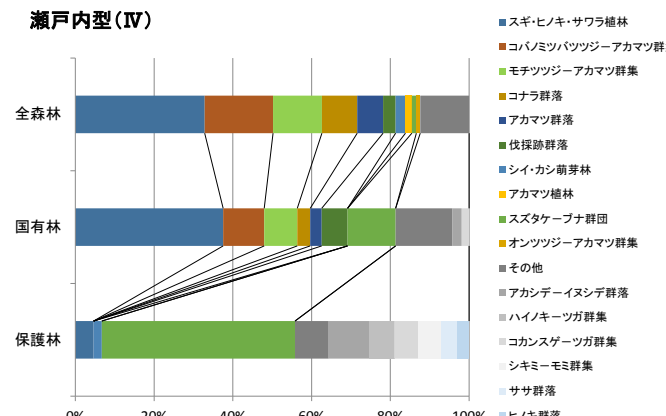


➤ 多様な植物群集の保護、保護している群集の把握。

裏日本型/北陸・山陰型 (I c)



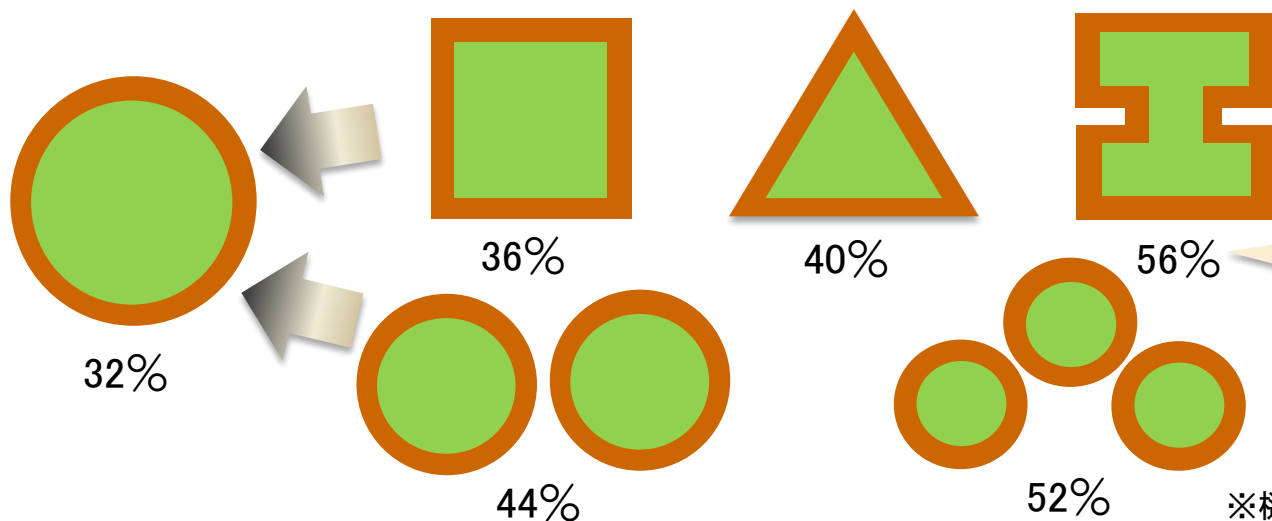
瀬戸内型 (IV)



2-6 保護林のデザインの問題

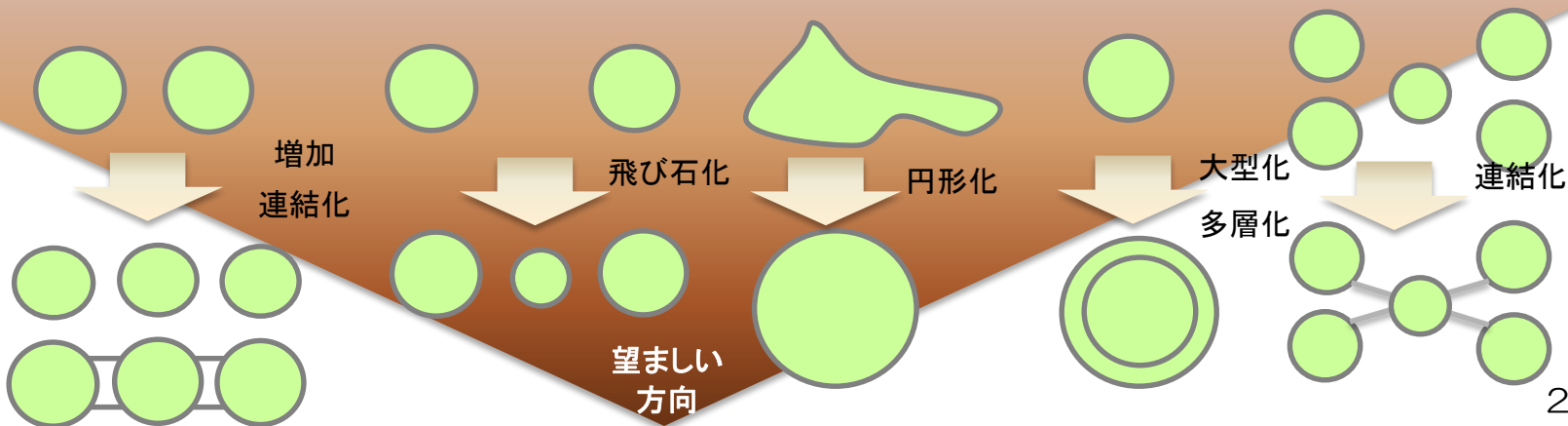
- ▶ 林縁(図の茶色の部分)は、気温差の大きい厳しい環境のため、林内(図の緑の部分)とは異なる特有の生物群集が発達(エッジ効果、周縁効果と呼ばれる)
- ▶ このため、林内の環境に適応した種は土地の細分化によって減少。

▶ エッジ効果や生態系機能を踏まえた保護林のデザインの考慮。



▶ %は、周囲の環境から10mまでを林縁部としたとき、1haの島状の環境の中で林縁部が占める割合。

※樋口広芳編 保全生物学 東京大学出版会



2-7 保護林のスケールに関する問題

➤ 持続的な保護には、一定数以上の個体(※1)や面積(※2)が必要。

➤ **最低限の面積や個体数等の概念。**

※1 生殖に参加できる数が最低50個体必要。さらに、環境の変動に対応して生き残るためのいろいろな個性(遺伝的変異)を保つためには500個体が必要という理論。50/500の法則と言う。

※2 120ha以下の島状に孤立した森林は、1000年間に25種が消失する。(Peterken,1981(日本自然保護協会編 生態学からみた自然保護地域とその多様性保全))

(参考) 現行の保護林でスケールを明示しているもの

森林生態系保護地域
1,000ha以上
(例外で500ha以上)

森林生物遺伝資源保存林
1,000ha以上
(例外で500ha以上)

林木遺伝資源保存林
繁殖力の旺盛な個体を集団的に100本程度以上含む

(参考) 各保護林の最大面積と最小面積の比較

保護林区分	①最大面積(ha)	②最小面積(ha)	面積比(①/②)
森林生態系保護地域	143,787	1,045	138
森林生物遺伝資源保存林	16,302	516	32
林木遺伝資源保存林	<u>570</u>	<u>0.67</u>	<u>851</u>
植物群落保護林	<u>8,768</u>	<u>0.01</u>	<u>876,800</u>
特定動物生息地保護林	<u>5,269</u>	<u>0.30</u>	<u>17,563</u>
特定地理等保護林	<u>7,479</u>	<u>0.99</u>	<u>7,555</u>
郷土の森	614.86	2.33	264

2-8 時間(復元)の概念 (木曽地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に向けた取組の事例)

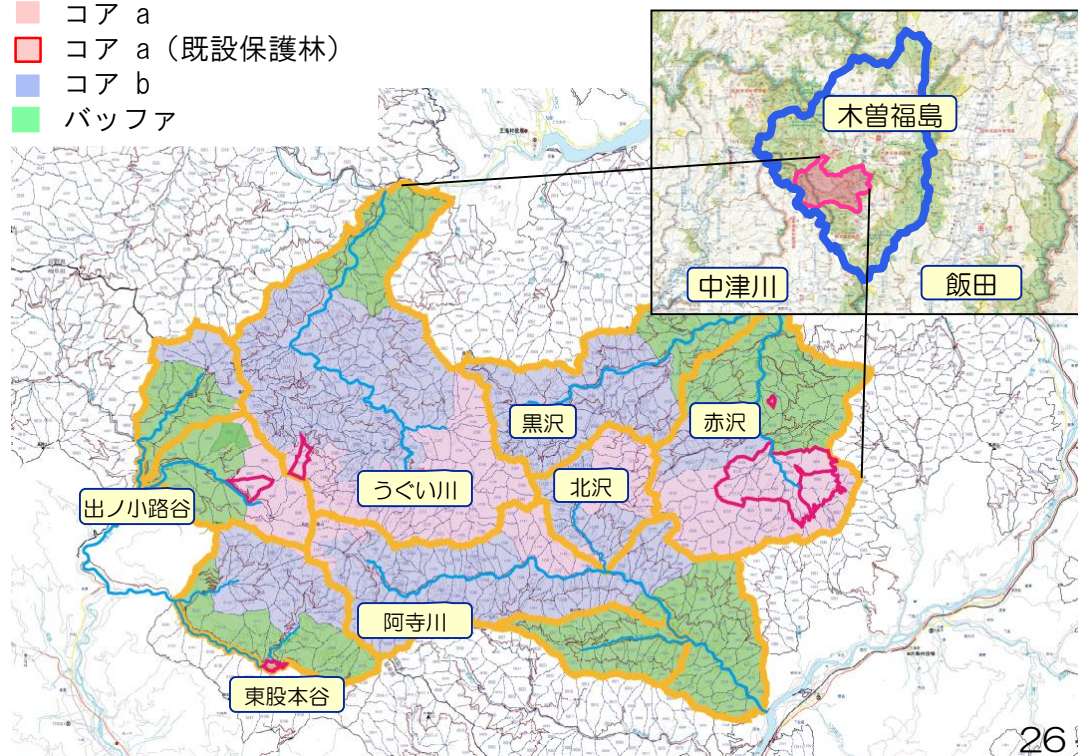
- 中部森林管理局では、平成25年度に検討委員会を設置し、ヒノキ等の温帯性針葉樹の保存・復元に向けた取組について検討。
- 長野県、岐阜県の国有林約1万7千ヘクタールを対象に、3種類の区域にゾーニングした上で、300年後の森林をイメージしつつ、厳格な保全と人工林地域での温帯性針葉樹の復元を目指す方針。

➤ 人手をかけて元々の多様な生態系に復元してゆく概念（面的な概念に加え、時間の概念を導入）。

区分	取扱方針
核心地域 コアa	厳格に保存する地域
核心地域 コアb	人工林を天然林に誘導する地域
緩衝地域 バッファ	緩衝機能を有し、人工林は核心地域との遺伝的同質性を修復する地域

区分	取扱方針
実行体制	管理委員会を設置し、保存・復元に向けた取組を検討・検証。 また、専門部会の設置も検討。
適用制度	厳格に保存する地域や森林施業を実施して植生を復元する区域を包含するため、保護林ではなく、局独自の制度を規定。

- コア a
- コア a (既設保護林)
- コア b
- バッファ

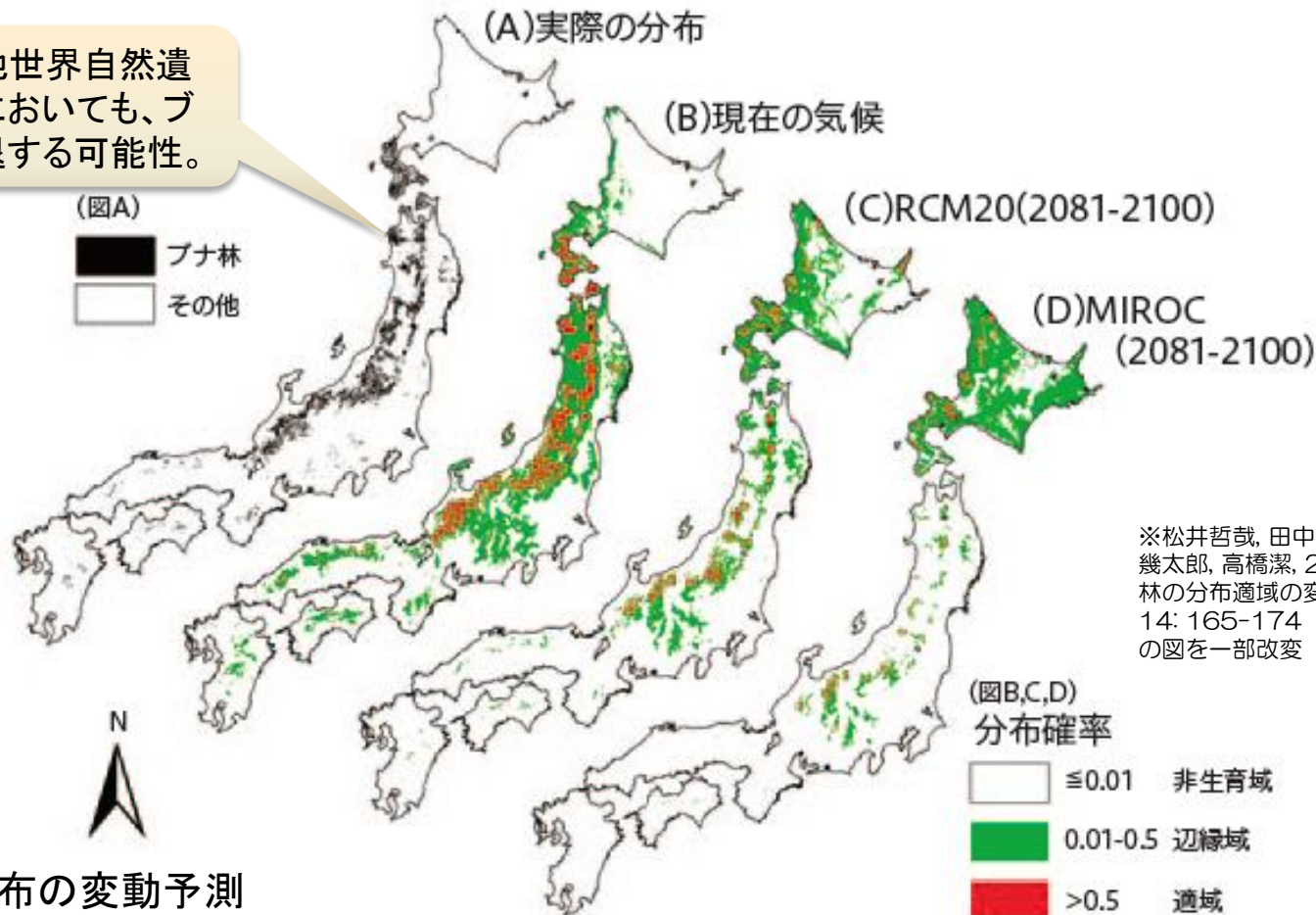


2-9 地球環境の変化に対応する必要性の問題

- ▶ 気候変動により、植生の分布は北方や高地へシフト。
- ▶ 気候変動のスピードに植生のシフトが追いつかず、そのような種や個体群が絶滅する可能性。
- ▶ 特に高標高地へのシフトは面積が大きく減少するため、生態系の破壊が顕著になる可能性。

▶ 植生の移動経路の確保、地域個体群の維持、高山植物の保護。

白神山地世界自然遺産地域においても、ブナが衰退する可能性。



2-10 国際基準との整合の問題

- ▶ IUCNは、国際的な保護地域の基準として7のカテゴリーを設定。
- ▶ 現在、世界保護地域データベースに登録している保護林は森林生態系保護地域のみで、IUCNカテゴリーはⅡ、Ⅳ、Ⅴ。

- ▶ IUCNデータベースへの登録による、保護林の国際的な認知度の向上。
- ▶ 国際基準に基づく管理。

IUCNカテゴリー	定義
原生保護地域(Ⅰa)	学術研究もしくは原生自然の保護を主目的として管理される保護地域。
原生自然地域(Ⅰb)	自然の特徴を保持した、改変されていない、または、わずかしか改変されていない大規模な陸域・海域で、定常的または大規模な居住による影響がみられない地域。当該保護地域はその自然状態を保存するために保護され、管理されている。
国立公園(Ⅱ)	主として生態系の保護とレクリエーションを目的とした管理がおこなわれる保護地域
天然記念物(Ⅲ)	特別な自然の特徴を保持することを主たる管理目的とする保護地域
種と生息地管理地域(Ⅳ)	主として管理活動を通じた生息地の保全を目的とした保護地域 生息地の維持または特定の種が必要とする条件をそろえるための管理目的をもった積極的介入の対象となる陸域または海域
陸域/海域景観保護地域(Ⅴ)	人と自然の相互作用が時間をかけて作り上げた重要な美的・生態的・文化的価値と、多くの場合高い生物多様性を持つ陸上もしくは沿岸および海洋地域。このような地域の保護、維持、発展のためにはこの伝統的な相互作用が守られる事が肝要である
資源管理地域(Ⅵ)	ほとんど改変されていない自然システムを一部含み、生物多様性の長期的保続のために管理され、同時に、地域共同体の需要を満たす自然生産物やサービスの持続的な循環に供される地域。

2-11 要点の整理

保護林の問題点を整理すると、以下の項目に集約。

1 多様な生態系の保存及び持続

持続性に着目した保護林の設定

草地、湿地、溪畔、里山等、さまざまなタイプの森林に着目した保護

生態系や植物群集のバランスを考慮した保護林の設定

面積が小さくとも、地域の特徴的な生態系(ローカルホットスポット)の保護

保護林のデザインやスケール概念の導入

民有林との連携

モニタリング

2 保護林に時間スケールを導入し、目指すべき植生に復元する取り組みの必要性

将来の林相を念頭に置いた復元

モニタリング

3 地球環境の変化に対応する必要性

植生等の移動経路の確保等

モニタリング

4 国際基準と整合させる必要性

国際的な認知度の向上、国際基準に基づく管理